道路法第２４条承認工事に係る車両出入口設置基準

この基準は，土浦市が管理する道路における車両出入口の設置に伴う歩道の切り下げ等の工事について，道路交通及び歩行者の安全を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

　なお，歩道が無い場合についてもこの基準を準用するものとする。

１．出入口設置箇所数

出入口の設置箇所数は，１路線について，原則１箇所とする。ただし次に掲げるもののうち道路管理者が必要と認めた場合は，２箇所以上とすることができる。　　　　　　　　　　　　　　　　　①敷地面積が１０００㎡以上の場合。　　 ②コンビニ，店舗，給油所等で駐車場への車両出入が頻繁な施設の場合。　　 　③同一敷地内において使用目的が異なり分離されている場合。

２．出入口設置禁止区域

　　 ①交差点において，停止線より５ｍ以内の区間，横断歩道より５ｍ以内の区間，

　　　 停止線がない場合は歩道と車道の境界部分より直線で８ｍ以内の区間。

　　 ②消防機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する

　　　 出口から５ｍ以内の区間。

　　 ③消火栓又は消防用防火水槽の吸入口，若しくは吸管投入孔から５ｍ以内の部分。

　　 ④踏切の前後の側端からそれぞれ前後に１０ｍ以内の区間。

⑤火災報知器の設置場所から１ｍ以内の区間。

⑥安全地帯の１０ｍ以内の区間。

３．出入口幅

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車　両　種　別 | 出入口幅 | 使 用 目 的 等 |
| 乗用車・小型貨物自動車 | ４ｍ以下 | 一般住宅の出入口 |
| 乗用車・小型貨物自動車 | ６ｍ以下 | 店舗・事務所・共同住宅等の出入口 |
| 普通貨物自動車（６．５ｔ以下） | ８ｍ以下 | 普通貨物車が出入する店舗・事務所等の出入口 |
| 大型及び中型貨物自動車等（６．５ｔを超えるもの） | １２ｍ以下 | 給油所・工場・倉庫等の出入口 |

注：一般住宅等において，止むを得ず駐車場を並列駐車とする場合は，周囲の状況から交通安全上特に支障がないと認められる場合は，別途協議の上，幅を延長することも可能とする。ただし，最大６ｍまでとする。

　　その他，上表の出入口幅では不十分であると認められる場合はその限りでない。

４．出入口舗装構成図

|  |  |
| --- | --- |
| 乗用車・小型貨物自動車 | 普通貨物自動車等 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 表層（密粒度アスコン） | ５ｃｍ |
| 路盤（粒調砕石又はクラッシャーラン） | ２５ｃｍ |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 表層（密粒度アスコン） | ５ｃｍ |
| 基層（粗粒度アスコン） | ５ｃｍ |
| 路盤（粒調砕石又はクラッシャーラン） | ２５ｃｍ |

 |
| 大型及び中型貨物自動車等 |  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 表層（密粒度アスコン） | ５ｃｍ |
| 基層（粗粒度アスコン） | １０ｃｍ |
| 路盤（粒調砕石又はクラッシャーラン） | ３０ｃｍ |

 |  |

　　※車道部の舗装構成を考慮し，上記になり難い場合は別途協議するものとする。

（１）出入口設置工事に使用する材料については次のとおりとする。

　①表層は密粒度アスコンを使用すること。

　②基層は粗粒度アスコンを使用すること。

　　③路盤の材料は粒調砕石又はクラッシャーランを使用すること。

　　④既存歩道がインターロッキングになっていた場合は，出入口の使用目的により

　　　原形復旧又は，アスファルト舗装等に変更するものとする。

５．既存排水施設（側溝・集水桝等）

　　側溝や集水桝等の排水施設がある場所を出入口として使用する場合，出入する車種及び使用目的に合わせて布設替を行うものとする。

６．既存出入口の復旧

　　既に出入口が設置してある敷地の出入口位置を変更する場合は，不要となった既存

　　出入口は原形に復旧する。

７．街路樹・植栽帯等の取扱い

　　出入口設置箇所に街路樹・植栽帯等があった場合は原則移設とするが，移設場所

　　が無い等止むを得ない場合は撤去出来るものとする。

８．隣接地境界部分について

　　隣接地境界より１．２ｍ以内は設置しないこと。

　　なお，立地状況等により１．２ｍを確保することができない場合はその限りでない。

９．歩道面の勾配（マウンドアップの場合）

　（１）歩道面に設ける勾配は，地形の状況その他の特別の理由により，止むを得ない

場合を除き，次のとおりとする。

①歩道の縦断勾配は，５％以下とする。ただし，沿道の状況により止むを得ない 　　場合は，８％以下とすることができる。

　　　②歩道の横断勾配は，雨水等の適切な排水を勘案して，２％を標準とする。

　（２）平坦部分の確保

　　　歩道面には，車いす使用者の安全な通行を考慮し，原則として１ｍ以上の平坦部分(横断勾配２％)を設けるものとする。なお，幅員が３ｍ以上の歩道については，原則として平坦部分を２ｍ以上確保するものとする。

　（平面図）

　　　平坦部　1ｍ以上確保する

（3ｍ以上の場合は2ｍ以上確保する）　　2％以下　　　　　　　　　　歩道

　　　　　　　　　　　　　　　　すりつけ部　15％以下

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　すりつけ　　　　　　　　　出入口幅　　　　　　　　　すりつけ

１０．その他

　（１）乗入口以外の場所から自動車が出入するおそれのある場合は駒止めを設置する

等の措置を取らせること。

　（２）一般住宅の出入口としてその家屋所有者の自家用車が出入する場合であって，

交通安全上特に支障がないと認められる場合にはバス停留所付近に出入口を

設置することができる。ただし，関係するバス会社と協議をすること。

　（３）歩道の構造，形態等は原則現況から変えないこと。ただしやむを得ない理由が

ある場合はその限りでない。